

新潟市産業廃棄物の不法投棄等の通報制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例（平成17年新潟市条例第151号）第5条の規定の趣旨を踏まえ、産業廃棄物等の不適正な処理（以下「不法投棄等」という。）に関する通報の方法等について定めるとともに、不法投棄等を早期に発見して必要な措置を迅速に講じ、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(制度の周知)

第2条 市は、市民等に対し不法投棄等に関する通報制度の周知に努めるものとする。

(市に対する通報の方法)

第3条 不法投棄等に関する通報のうち、市に対する通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、郵便その他の方法により行うものとする。

2 市は前項の通報の用に供するため、廃棄物対策課にフリーダイヤルによる不法投棄ホットラインを設けるものとする。

(通報内容の確認)

第4条 市は、不法投棄等に関する通報があったときは、通報をした者からの聴き取り等により、次に掲げる事項について可能な範囲内で確認を行い、不法投棄等通報受付簿（別記様式第1号）に記載するものとする。

- (1) 通報をした者に関する事項
- (2) 不法投棄等の発見の日時に関する事項
- (3) 不法投棄等の場所に関する事項
- (4) 不法投棄等に係る廃棄物に関する事項
- (5) 不法投棄等を行った者に関する事項
- (6) その他必要な事項

(通報を受けた後の措置)

第5条 市は、不法投棄等に関する通報を受けたときは、その職員を通報に係る不法投棄等の場所に派遣して行う調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の調査等において、関係機関及び関係団体等と緊密に連携し、廃棄物の撤去及び原状回復に向け、不法投棄等を行った者又は不法投棄等に係る廃棄物を排出した事業者等の特定に資する情報の収集等を行い、その結果を不法投棄等現地調査票（別記様式第2号）に記載するものとする。

3 市は、前項の調査等の結果の概要を通報者に連絡するものとする。

（情報の管理）

第6条 市は、不法投棄等に関する通報をした者の氏名その他の情報について、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）その他の法令等に従い、厳正な管理を行うものとする。

2 市は、不法投棄等に関する情報をファクシミリを使用して送付する場合は、相手を再度確認するなど十分注意し、慎重を期すものとする。

（関係機関に対する通報）

第7条 不法投棄等に関する通報のうち、市以外の関係機関に対する通報については、第3条第1項及び第4条から第6条までの規定の例によるものとする。

（報奨金の支給）

第8条 市は、産業廃棄物の不法投棄（市の区域におけるものに限る。）に関する通報があった場合において、その通報が次の(1)から(3)までのいずれにも該当し、かつ、原状回復の促進その他の産業廃棄物の不法投棄対策に特に貢献があったと認められるときは、その通報をした者（公務員である者を除く。）に対し、予算の範囲内で報奨金を支給するものとする。

(1) その通報をした者が自己の氏名及び住所を明らかにしていること。

(2) その通報に係る不法投棄により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

(3) その通報に係る不法投棄を行った者が判明したこと。

2 報奨金の額は、通報1件につき1万円とする。

(報奨金の支給基準)

第9条 前条第1項(2)の「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」

とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること（平成25年3月29日付け環産産発第1303299号環境省産業廃棄物課長通知第8の2の(1)参照）をいうものとする。

2 前条第1項(3)「不法投棄を行った者が判明した」とは、通報の時に不法投棄を行った者が判明している場合のほか、その後の調査等により判明した場合を含むものとする。

3 前条第1項の「産業廃棄物の不法投棄対策に特に貢献があった」と認めるに当たっては、不法投棄を行った者又は不法投棄に関係した者により原状回復が行われたかどうか及び関係機関において未知の情報であるかを考慮するものとする。

4 同一の不法投棄事案について複数の者から通報があった場合は、通報の受付日時、内容等を総合的に考慮して、報奨金の支給対象を決定するものとする。

(報奨金支給検討会)

第10条 第8条の報奨金の支給に当たっては、生活環境の保全に関し見識を有する者の意見を聴くものとする。

2 前項の意見を聴く者（以下「委員」という。）は、5人以内とし、あらかじめ廃棄物対策課長が依頼する。

3 委員は、廃棄物対策課長が開催する報奨金支給検討会において意見を述べるものとする。

4 委員は、報奨金支給検討会において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

5 委員には、報奨金支給検討会への出席に要する招聘旅費を支払うことができる。

(報奨金の支出)

第11条 報奨金は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）第75条に規定する口座振替の方法により支出する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、不法投棄等の通報に関し必要な事項は、廃棄物対策課長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。